

税理士法人ウィズNEWS

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-2-5 ERVIC 人形町 4 階 ☎03-5847-1192

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。日々私たちを支えてくださる皆さまへの感謝の気持ちを新たに、今後もより一層のサービス向上に務めてまいります。本年も変わらぬお付き合いの程よろしくお願い申し上げます。

年始は1月5日(月) 9時より通常営業致します。

御挨拶

今年の干支は「丙午」。馬が駆け抜けるように変化と躍動、急速な進展が起こりやすい年です。新しい始まりや変化を起こすのに良い年であり、挑戦、目標、飛躍という言葉が似合います。「勝ち馬に乗る」ようにチャンスを掴みに行きましょう。きっと「馬九行久(うまくいく)」
本年もよろしくお願いいたします。

(田島年男)



「丙午」生まれの方には、情熱を持って物事に取り組み、常に笑顔で楽しみながら活動するという特徴があるそうです。私共もこの「前向きな気質」にあやかり、厳しい経営環境の中にあっても、変化をチャンスと捉える柔軟な姿勢で皆様のご支援に臨んでまいりたいと思います。
本年が皆様にとって実り多き一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

(橋本秀明)



事務所も若い子が増え凄く活気良くなっています。私も若い子の手本となりつつ、一方では今一度初心に戻り皆様に寄り添いながらご指導が出来るよういたします。また人への伝え方・接し方にも気を配りながら、「何を言う」でなく「誰が言う」の「誰」になれるよう精進いたします。

(村場晋)



今年は仕事の精度とスピードを一段上げることを目標に、日々の学びと改善を習慣化していきたいと思います。忙しさに流されることなく学びを続け、信頼を積み上げていきたいです。体調管理と適度なリフレッシュも忘れず、余裕をもって前向きに挑戦する一年にしたいと思います。
本年も宜しくお願い申し上げます。

(鈴木正義)



「一日一日を大切に生きること」の大切さを感じています。一つひとつの出会いや時間を大切に歩んでまいります。その積み重ねが、ご縁となり、信頼となり繋がっていくものと考えております。
本年も感謝の気持ちを忘れずに、「丁寧」を心掛けて進みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(小松加奈)



昨年一年通して注意散漫とは言いませんが細かいことでも少し見落としていた感があり、反省することがありました。今年は一呼吸置いて、一つの事を横から斜めから眺めてみる習慣をつけたいと思い、努力します。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

(森下久美)



今年のお正月は少し早めに始まり、年末を慌ただしく過ごされた方も多かったのではないのでしょうか。新たな年の始まりではありますが、改めて昨年を丁寧に振り返り、一つ一つの業務に向き合うことの大切さを感じています。日々の中で、毎日一つでも「自信をもってできたこと」を思い出せるような一年にしていきたいと思います。

(玉井佳善子)



(裏面へ続きます。)

2025 年はとあることきっかけにダイエットをして成功し、現在も維持しておりますが、2026 年はそこから筋力アップも狙って行きたいと思います！皆様のお役に立ち続けられるように、心身ともに健康維持を図り、経営の健康状態を良好にするための知識もどんどん身につけていきたいと思います。逃げ切りでも末脚でも事前準備が大事になりますので、一緒に備えて行きましょう！（金田伸）



今年の抱負としては、ウィズの経営理念をより意識しつつ業務に務めたく思います。日頃の業務に追われクレドという経営理念を忘れがちになってしまっていますが、原点に立ち返って判断や行動をし、皆様の成長・発展に貢献できるよう努めてまいります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。（棚橋泰之）



本年は、思い立ったことはまず試してみること、そして興味を持った分野は深掘りしてみること、他者へ貢献することを大切にしたいと思います。振り返ると、自分の思い込みや先延ばしグセのせいで、一步踏み出せなかったことがいくつかありました。今年は意識的に行動量を増やし、さまざまな経験を積んで自分がどう変わるのかを楽しみにしたいです。（栗田奈美）



2025 年は仕事・プライベートともに充実した一年となり、多くの学びや出会いに恵まれました。一方で、先回りして行動していればより良い対応ができたのではと反省する場面もありました。2026 年はこうした気づきを大切に、何事も早めにお知らせやご提案できるよう行動いたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。（劔田拓郎）



今年は、心身ともに「健康」でいられることを目標に過ごしていきます。昨年は時間を大切に過ごす一年でしたが、時間を大切にするには、何よりもまず健康でいることが重要なのだと痛感しました。健康を土台に、時間の使い方も意識しながら引き続き皆さまをご支援いたします。（佐藤基頌）



昨年この場で、「税理士試験の合格」「陸上日本代表」を目標に掲げましたが、どちらも達成できないという惨敗ぶりでした。。。それ以外にも思いがけないトラブルが多く、踏んだり蹴ったりな1年でした。ですが、「人間万事塞翁が馬」。その分2026年は充実した一年になること間違いなし！笑 百万馬力ががんばりきで今年こそは上記目標達成です！（村上倫太郎）



昨年は新年早々インフルエンザにかかり、やや幸先の悪いスタートとなってしまいましたが、今年は午年にちなみ、より良いスタートダッシュを切っていきたいと考えております。一年を通してスピード感を大切にしつつも、一つ一つの業務に着実に取り組み、皆様のお役に立てるよう努めてまいります。本年も一年間駆け抜けてまいりますのでよろしくお願いいたします。（山尾和生）



今年は、自分の良いところに目を向けて過ごす一年にしたいと思います。抱負と聞くと、できなかったことや反省点に意識が向きがちでしたが、これまで積み重ねてきたことや自分なりの強みを認め、それをさらに伸ばすことも成長だと考えました。日々の中で、私は何が得意で、何をしているときに楽しさを感じるかを意識しながら、その前向きな気持ちを成長につなげていきたいです。（佐野水紀）



年始には様々な目標を立てるのですが、毎年中途半端で終わってしまうことがほとんどです。最初のやる気だけは十分なのですが、大体 2 月末位にエンジンが切れ始めます。2025 年の大目標は「勉強」でしたが、2026 年も引き続き「勉強」で行きたいと思います。年末に体調を崩し、5 年以上ぶりに病院に行ってしまったので、小目標は「健康」で行きます。今年もよろしくお願いいたします。（鳥山蓮）



昨年は、なつかしい場所やなつかしい仲間と会う機会に恵まれ、自分らしくいられることに感謝と幸せを感じました。豊かさとは何かと自問し始めて数十年。自分なりの解に少し近づけたような気がします。今年も問い続けながら、今を大切に過ごしていきたいです。（渥美由衣）



2026 年度の税制改正大綱

昨年 12 月 19 日に発表された与党税制改正大綱。12 月 26 日時点での現状にて、広く皆さまに影響がありそうな項目を抜粋してお届けします(正式に決定するのはまだ先ですので、最新情報は随時発信していきます)。

《所得税関係》

◆給与所得控除額・基礎控除額の引上げ

令和 8 年分から給与所得の最低控除額が 65 万円から 69 万円に増額。

合計所得金額が 2,350 万円以下である場合の基礎控除額は、58 万円から 62 万円に引き上げ。

特例での上乗せ分の控除額も増加し、令和 9 年分までについては、いわゆる年収の壁が「178 万円」になります。

◆片道 65 km 以上の通勤距離についての、通勤手当の非課税限度額引上げ

◆食事支給に係る使用者負担額について、所得税非課税となる上限が 月額 7,500 円 に増額(現行は 3,500 円)

◆一定の要件を満たす青色申告において、青色申告特別控除額の上限を 75 万円 に増額(現行の上限は 65 万円)

年収の壁は 2 年後の見直しが
どうなるのかも気になるね



《法人税関係》

◆中小企業者等における少額減価償却資産の損金算入の特例 基準額引上げ

中小企業者等が対象とされている少額減価償却資産の損金算入の特例について、取得価額の基準が
現行の 30 万円未満から 40 万円未満に引き上げ(一定の法人は特例の適用対象から除外)。

◆賃上げ促進税制の見直し

大企業及び中堅企業向け→控除割合等の見直しを実施しつつ、令和 9 年 3 月 31 日までに廃止。

中小企業向け→教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止するが、賃上げ促進税制自体は今後も継続。

◆企業グループ間取引に係る書類保存の特例創設

特定の取引に関する提供資産や役務の明細、取引対価の算定記録について書類の作成及び保存が義務化。
これらの対応が行われていない場合、青色申告の承認取消事由等に該当するとされる。

一度に損金計上できる金額が
10 万円も上がるんだね！



《消費税関係》

◆インボイス制度に関する経過措置の見直し

→ いわゆる 2 割特例の終了後、一定の個人事業主を対象に 3 割特例を新設

→ 免税事業者等からの課税仕入に係る控除割合及び対象期間の変更

令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで 70%

令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで 50%

令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで 30%



制度の対象者や期間が複雑に
なるので、十分に注意して対応
していく必要がありますね。

《資産課税関係》

◆貸付用不動産に係る評価方法の見直し

課税時期前 5 年以内に取得または新築した一定の貸付用不動産は、通常の取引価額に相当する金額で評価する。

課税上の弊害が無ければ、取得価額を基に地価変動等を考慮して計算した価額の 80% 相当での評価が可能。

◆教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止(当初期限の令和 8 年 3 月 31 日までで延長は無し)

いかがでしたでしょうか？

その他の改正事項やより詳しい解説は、来月号以降でお知らせしていく予定です。

ぜひ、ウィズのブログと合わせてご覧ください！

→→→



先人の言葉

あたかも一万年も生きるかのように 行動するな

第16代ローマ皇帝であるマルクス・アウレリウスの言葉。

長生きすることを期待してのんびり行動するのではなく、常に死を意識して「今」を大切に生きることだ

トレンドを斬る！

【北向き住宅】

北向き住宅への関心が高まっています。夏は強い日差しに日中カーテンを開けられず、熱帯夜で暑さがこもる南向きの部屋に対し、北向きなら比較的過ごしやすく、電気代も節約できます。冬の暗さや寒さは断熱性の向上やインテリアの工夫で回避が可能。「日当たり良好、南向き」を好条件とする不動産業界の常識を、酷暑の夏が覆しています。



税務カレンダー

1月13日(火)	前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額 納付期限
1月20日(火)	源泉所得税の納期の特例適用者 納付期限
2月2日(月)	支払調書の提出期限
	固定資産税の償却資産に関する申告期限
	11月決算法人の決算申告・納付期限
	消費税 3か月毎の期間短縮適用法人申告納付期限《2月、5月、8月、11月決算法人》
	消費税年税額 400万超の2月、5月、8月決算法人 3か月毎の消費税中間申告期限
	法人税額 20万超の5月決算法人の半期分の中間申告・納付期限
	給与支払報告書の提出期限
市区町村の条例に定める日	個人の道府県民税・市町村民税 納付期限(第4期分)
2月10日(火)	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額 納付期限
3月2日(月)	12月決算法人の決算申告・納付期限
	消費税 3か月毎の期間短縮適用法人申告納付期限《3月、6月、9月、12月決算法人》
	消費税年税額 400万超の3月、6月、9月決算法人 3か月毎の消費税中間申告期限
	法人税額 20万超の6月決算法人の半期分の中間申告・納付期限
市区町村の条例に定める日	固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付期限
3月10日(火)	2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額 納付期限
3月16日(月)	《個人》前年分所得税の確定申告・納付期限 ※2月16日(月)から申告受付開始
	《個人》前年分贈与税の申告・納付期限 ※2月2日(月)から申告受付開始
3月31日(火)	《個人》前年分消費税・地方消費税の確定申告・納付期限

『法獣医学者が解明する明かす動物の事件簿』

著:田中亜紀 出版社:岩波書店出版

本書は、動物虐待や遺棄など身近な事例を題材に、法獣医学の視点から命と社会の関係を読み解く一冊。

スタッフのイチ押しポイント

- ✓ 法獣医学という新しい視点で動物事件を理解できる
- ✓ 身近な事例から命と社会の関係を考えさせられる

動物を巡る事件を法と科学の視点で分析し、私たちの社会や価値観を見直すきっかけを与えてくれます。



今さら聞けない

【推し活】

「推し活」とは、アイドルや俳優、アニメのキャラクター、スポーツ選手など、自分が心から応援したい存在＝「推し」を楽しみながら支える活動全般を指す言葉です。

ライブやイベントに参加したり、グッズを集めたり、SNSで魅力を発信したりと形はさまざま。

必ずしもお金を使うことだけが推し活ではなく、「好き」という気持ちを日常の楽しみや原動力に変える行為そのものが特徴です。



みなさんの推しは何ですか？

【注意喚起】 税務関連の詐欺が急増しています

国税庁や税務職員を装った詐欺が再び増えてきています。

「延滞金があります」「応じない場合、財産を差し押さえます」という内容で不安をあおって振込みを促す、「税務調査に来ました。」と偽り、自宅に上がろうとすることが特徴です。

主に、ショートメッセージ・メール・電話・訪問での被害が国税庁に報告されています。

調査担当の職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書(顔写真貼付)を必ず携帯しています。

また、徴収担当の職員が滞納整理を行う場合は、徴収職員証票と身分証明書(顔写真貼付)を必ず携帯しています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切るなどし、最寄りの税務署の総務課又は国税局の納税者支援調整官までお問い合わせください。

今月の商売のヒント:【異端の一手が未来を拓く】

昭

和から平成初期のモノづくりを支えた技術者の情熱に今、再び注目が集まっています。例えば、昨年のNHK番組「新プロジェクトX」で特集された初代プレイステーション誕生秘話は、まさに技術者たちの信念が逆境を打ち破った劇的な挑戦の歴史です。1990年代初頭「ゲームは2Dが主流」という時代に、ソニーの技術者だった久夛良木（くたらぎ）健氏らは、映画のようなリアルタイム3DCGを家庭で実現するという無謀な夢を追いました。



任天堂との共同開発計画が土壇場で白紙撤回され、社内外から「ソニーのゲーム業界進出は不可能」と冷遇され、巨大組織の中で異端児扱いされても「未来は3Dにある」という信念を貫き、リアルタイム3DCGという誰も成し遂げていなかった未来を信じました。

その信念が、それまで子ども向けだったゲームを、世界を牽引するエンタメの王道へと押し上げ、今日のゲーム産業の礎を築きました。

PS誕生秘話は、組織の壁と世間の常識に立ち向かい、未来への「一手」を信じ抜いた技術者魂の記録でもあるのです。

PS発売から約30年経った今、私たちがこの歴史から問われていることは何でしょう。

異端の技術者たちが常識に挑んだように、私たちも日々の生活や仕事で「無謀」と笑われるかもしれない未来への一手を打てるかどうか。現状維持という名の殻を破って新たな道を切り開く勇気を持てるかどうか。

逆境を力に変えていけるだけの強い信念があるかどうか。

今までの成功体験に縛られず、軽やかに、けれどひたむきに、そして大胆に「異端の一手」を打ち続けたいと思う新年です。



税理士法人ウィズ

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-2-5 ERVIC 人形町 4 階

TEL 03-5847-1192 / FAX 03-5847-1193

<総合受付>info@z-with.or.jp

オンラインショップ



Facebook



ブログ

